

水泳施設等設置届出書

		平成30年4月16日
滋賀県公安委員会 殿		
届出者 住所 滋賀県大津市大物804-104		
大物自治会 会長		
氏名 山田 達也		
法人にあっては、主たる事務所の		
所在地、名称および代表者の氏名		
電話番号（077）592-8299		
次のとおり水泳施設等を設置しますので、滋賀県琵琶湖等水上安全条例第11条第1項の規定により届出をします。		
水泳施設等を 設ける場所	(名称) 大物地区水泳場 (所在地) 大津市大物189～210 (略図添付)	
水泳施設等を人に 利用させる期間	H30年 7月16日から 8月31日まで	
水上交通の 安全および 事故防止の ためにとる 措置の概要	監視制	監視人 平日2名 土日2名
	救護制	救護人 平日2名 土日2名
	救護 船舶等	竹竿・浮き輪
	その他	水泳場内水域ブイ設置 水泳場内丸太杭枠造（仮設プール）

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

水泳施設等設置届書 (別図) 大物地区水泳場 届出者 大物自治会

